

永平寺町観光ポスター制作委託業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、永平寺町観光ポスター制作委託業務の受注者の選定にあたり、提案を求め、その内容の優れた者を受注者とする方式の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

業 務 名	永平寺町観光ポスター制作委託業務
履 行 期 間	契約締結日～令和6年2月29日まで
業 務 内 容	永平寺町観光ポスター制作委託業務仕様書（以下「仕様書」という。） のとおり
履 行 場 所	業務に必要と認められる地域
契約限度額	2, 1 4 5, 0 0 0円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本業務に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 永平寺町の競争入札参加資格業者であること。
- ③ 当町から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。
- ⑥ 過去に、同一又は類似の業務を履行した実績があること。

4 スケジュール

期限等	内容
令和5年7月6日～7月12日	実施要領、業務仕様書等の交付期間（公告） 実施要領、業務仕様書等に関する質問受付期間
令和5年7月6日～7月14日	参加表明書提出期間
令和5年7月18日頃	一次審査の実施（応募件数5件以下の場合は省略）
令和5年7月19日	参加資格審査に基づく企画提案要請通知又は不適合通知の送付

令和 5 年 8 月 1 日	企画提案書等の提出期限
令和 5 年 8 月上旬	事業者選定審査委員会 (プレゼンテーションの開催)
令和 5 年 8 月中旬	審査結果の公表及び通知
令和 5 年 8 月下旬	契約の締結

5 実施要領等の配布

5.1 配布資料

- ① 永平寺町観光ポスター制作委託業務プロポーザル実施要領
- ② 永平寺町観光ポスター制作委託業務 仕様書

5.2 配布方法

上記の資料については、4.スケジュールの期間中に永平寺町ホームページよりダウンロードするか、事務局で直接受け取ること。ただし、事務局受取の場合、受付時間は平日 8:30 から 17:15 とする。

6 実施要領、業務仕様書等に関する質問と回答

本件に関する質問と回答は、下記のとおり行う。

【受付期間】 令和 5 年 7 月 6 日～7 月 12 日 17 時まで (必着)

【質問方法】 質問書 (様式 5 号) に内容を簡潔明瞭に記入の上、電子メールに添付して送信すること。メールの表題は「プロポーザルに係る質問 (会社名)」とすること。

【送 信 先】 「15.事務局」のとおり

【回答方法】 質問者に電子メールで回答するとともに、全件を「質問回答書」として取りまとめ、回答日までに永平寺町ホームページに掲載する。

7 参加意思表明書の作成及び提出

参加にあたり、参加意思表明書及び関係書類 (以下、「参加意思表明書等」という。) を下記のとおり提出すること。

【提出書類】 ①参加意思表明書 (様式第 1 号)

②会社概要 (様式第 2 号)

③業務実施体制 (様式第 3 号)

④その他

- ・ 国税納税証明書その 3 の 3 (「法人税」及び「消費税及び地方消費税」) 及び法人住民税に係る納税証明書の写し
- ・ 登記事項証明書の写し (現在事項全部証明書。ただし、提出日前 3 ヶ月以内に交付されたもの)

- 【提出部数】 2部（正本1部、副本1部）
- 【提出期限】 令和5年7月14日 17時まで（必着）
- 【提出先】 「15.事務局」のとおり
- 【提出方法】 直接持参または郵送（書留郵便に限る。）

8 一次審査に基づく企画提案要請通知

8.1 一次審査

提出された参加表明書等を基に事務局が一次審査を行い、プレゼンテーションを受ける事業者を決定する。一次審査を通過する事業者数は、最大5社までとする。

8.2 企画提案要請通知

令和5年7月19日までにプロポーザル参加資格の適否を通知するとともに、審査で認められた事業者に対しては、企画提案要請の通知をするものとする。

9 企画提案書等の作成及び提出

参加意思表明書等を提出した者は企画提案書及び関係書類（以下、「企画提案書等」という。）を下記のとおり提出すること。

【提出書類】 ①企画提案書（様式第4号）

（A4両面印刷（A3折込可）※パワーポイント形式でも可

②見積書（様式第5号）

③見積明細書（様式任意）

【提出部数】 6部（正本1部、副本5部）

電子データ（正本と同じ内容を記録したもの）

※副本は、企画提案者の名称を消去または墨塗りすること。

【提出期限】 令和5年8月1日 17時まで（必着）

【提出先】 「15.事務局」のとおり

9.1 企画提案書の記載事項

別紙「仕様書」の内容を確認の上、次の事項について提案すること。

(ア)業務実施スケジュール

(イ)業務実施体制のポイント

(ウ)観光ポスター制作企画案（趣旨、テーマ、世界観、素材案など）

※委託契約後に撮影した素材を使用する場合であっても、現時点において示せる限りのデザイン構想等を提示すること。

(エ)その他

- ① 表紙には「永平寺町観光ポスター制作委託業務企画提案書」と記載すること。

- ② 仕様書の内容を踏まえ出来るだけ簡潔・明瞭にまとめて作成すること。ただし、仕様書は、業務の概要や手法、町が業務の成果として求める最低限の内容を参考として提示するものであり、提案者の企画内容を制限するものではない。
- ③ 仕様書や別表に示されていない内容でも、本業務にとって有益となると思われるものについては積極的に提案すること。

9.2 見積明細書（様式任意）

(ア) 見積価格は、消費税を含む価格とすること。

(イ) 次の項目について記載すること。ただし、項目は必要に応じて追加、削除しても構わないものとする。

- 設計・デザイン費用
- 印刷費

9.3 企画提案書の提出にあたっての留意事項

- ① 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、あらためて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。
- ② 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。
- ③ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。
- ④ 町は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

10 事業者選定審査会（プレゼンテーション）の開催及び審査

企画提案書等の書類審査は事務局において行い、プレゼンテーションによる評価は審査委員会が行う。評価基準（別表）に基づき、各項目の評価点を算出する。

【開催日】 令和5年8月上旬（開始時間及び会場と併せて後日通知する。）

【時間】 ①プレゼンテーション 15分

②質疑応答 10分

【参加者】 3名以内

【内容】 提出された企画提案書の内容に沿って、提案を簡潔に説明すること。原則として、企画提案書と同じ資料を用いてプレゼンテーションを行うこと。ただし、企画提案書の内容に PowerPoint のスライドショー・アニメーション・動画機能、デモンストレーション等を追加し、より分かりやすく説明することは構わないものとする。

【機材等】 スクリーンおよびプロジェクターは町で用意するが、プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器等については、提案者側で用意すること。

11 審査会の選定結果及び公表について

審査会において最優良提案事業者を優先交渉権者として選定する。なお、選定結果については、事業者特定結果通知書により通知する。

【通知時期】 令和5年8月中旬

【通知方法】 郵送による通知のほか、審査結果のみ電子メールでも送信する。

【公表】 選定結果は、最優良提案事業者のみ永平寺町ホームページで公表する。

12 契約の締結

- ① 審査結果に基づき選定された事業者と企画・内容等の仕様について調整の上、永平寺町契約事務規則に基づいて契約を締結する。したがって、選考結果をもって企画提案書に記載された全内容を承認し、契約を締結するものではない。
- ② 選考された事業者が「3 参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たされなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、審査結果が次点の事業者を繰り上げるものとする。

13 失格条項等

プロポーザルの実施にあたり、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 企画提案書を複数提出した場合
- ④ 企画提案内容のプレゼンテーションに担当者以外の者が出席した場合
- ⑤ 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- ⑥ 提出書類に盗用した疑いがあると認めた場合
- ⑦ 提出された書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑧ 見積書に記載されている見積金額が、委託料上限額を上回った場合
- ⑨ 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者。
- ⑩ 本募集要領に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。
- ⑪ その他、審査会又は永平寺町が不適格と認めた場合。

14 その他留意事項

- ① 参加申込、企画提案書等の作成、提出等、提案手続きに係わる一切の経費は、提案者の負担とする。
- ② 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用

した結果生じた問題、及び掲載する肖像権や著作権の侵害による問題については、一切の責任を提案者が負うものとする。

- ③ 町に提出された企画提案書等、その他の提出物は次のとおり取り扱う。
 - (ア) 提出物は、一切返却しないものとする。
 - (イ) 提出物は本事業の事業者選定以外には使用せず、町が責任を持って保管・廃棄するものとする。
- ④ 本書に定めのない事項ならびに本書に疑義が生じた場合は、協議により定める。

15 事務局

永平寺町役場商工観光課 (担当：吉田)

〒910-1292 福井県吉田郡永平寺町東古市 10-5

電 話：0776-61-3921

F A X：0776-63-1010

E-mail：shoko@town.eiheiji.fukui.jp

(別表) 審査項目および基準の概要

① 参加表明提出による評価

	項目		評価の基準・観点	配点
1	業務遂行能力	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 町との連絡調整が速やかに行える体制となっているか。 業務遂行のために適切な人員配置及び役割分担となっているか。 進捗確認が的確にでき、問題発生時の適切な対応も考慮されているか。 	10点
2		従事する人員について	<ul style="list-style-type: none"> 責任者やスタッフの能力・経験・適性は高いか。 企画実施を具体的に組み立てていくための構想力、応用力、展開力を備えているか。 	10点
3		業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 類似事例（地方自治体等の観光プロモーションツール制作等）の実績を有しているか。 本業務の遂行に必要な知見、専門知識、ノウハウを十分に有しているか。 	10点
合計				30点

② 企画提案提出書類・プレゼンテーションによる評価

	項目		評価の基準・観点	配点
1	企画提案	取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的を最大限に反映した企画内容になっているか。 本業務の実現に向けて意欲的な内容及び完成度の高いポスターを制作する履行体制を提示しているか。 	15点
2		構成・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 誘客すべきターゲットを意識しているか。 	15点
3			<ul style="list-style-type: none"> 永平寺町の特徴を掴んでおり、見る人に直感的に伝わる洗練されたデザインとなっているか。 見る人の印象に残り、町への来訪意欲を高める効果が期待できるか。 	15点
4			<ul style="list-style-type: none"> デザインやテーマに一貫性があるか。 	15点
5			<ul style="list-style-type: none"> 写真や文字の配置、色使いなどのバランスが取れているか 	10点
6			<ul style="list-style-type: none"> 他の観光ポスターと差別化がなされており、独自の世界観が築かれているか 	10点
7		活用手法	<ul style="list-style-type: none"> 本ポスターを活用した効果的なプロモーションの手法等についての提案はあるか。 	15点
8	提案価格	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案の内容に対し、提案価格は妥当であるか。 	5点	
合計				100点

備考1 最優良提案事業者の選定は、「②企画提案提出書類・プレゼンテーションによる評価」の合計点をもって評価する。

備考2 各項目の配点に応じた評価の目安は次のとおりとする。

区分	配点 15 点の場合	配点 10 点の場合	配点 5 点の場合
極めて良好	14 点～15 点	9 点～10 点	5 点
良好	12 点～13 点	7 点～8 点	4 点
普通	10 点～11 点	6 点	3 点
やや不十分	6 点～9 点	4 点～5 点	2 点
不十分	1 点～5 点	1 点～3 点	1 点
提案なし、評価不能	0 点	0 点	0 点